

医療情報化支援基金の補助率の見直し

令和5年度予算額 130.9億円 (383.3億円) ※ ()内は前年度当初予算額

電子処方箋管理サービス導入費用の補助率の見直し

- 令和5年度に電子処方箋管理サービスを導入した施設の補助率を引き上げる。
(令和4年度に導入した施設の補助率と同率にする。)

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付 が月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
令和4年度 導入完了した 施設	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限にその 1/3を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限にその 1/3を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその 1/2を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその 1/4を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその 1/2を補助
令和5年度 導入完了した 施設	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限にその 1/3 を補助 (見直し前:1/4)	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限にその 1/3 を補助 (見直し前:1/4)	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を上 限にその 1/2 を補助 (見直し前:1/3)	9.7万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその 1/4 を補助 (見直し前:1/5)	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を上 限にその 1/2 を補助 (見直し前:1/3)

<補助の対象となる事業>

①～③については、上記電子処方箋管理サービス導入費用の補助率による。(消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額)

- ①基本パッケージ改修費用：電子カルテシステム、レセプト電算化システム等の既存システム改修にかかる費用
- ②接続・周辺機器費用：オンライン資格確認端末の設定作業、医師・薬剤師の資格確認のためのカードリーダー導入費用
- ③システム適用作業費用：現地システム環境適用のための運用調査・設計、システムセットアップ、運用テスト、運用立会い等